一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び長野県下伊那郡根羽村
二　地域再生計画の名称　林業再生による村づくり
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡根羽村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百六十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県及び島根県邑智郡美郷町
二　地域再生計画の名称　「ひと・みどり　いきいき輝く美しき郷」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　島根県邑智郡美郷町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百七十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区～ＡＡＡ（トリプルエー）（エイジレス・アクティブ・アドバンスト）シティおかやま～
二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　岡山市
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業及び介護予防ポイント事業

○内閣府告示第二百七十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　長崎県、長崎市、佐世保市及び西海市
二　地域活性化総合特別区域の名称　ながさき海洋・環境産業拠点特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百七十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　群馬県
二　地域活性化総合特別区域の名称　群馬がん治療技術地域活性化総合特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百八十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百七十六号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町並びに北海道経済連合会
二　国際戦略総合特別区域の名称　北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区
三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百八十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百七十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域の名称　アジアヘッドクォーター特区
二　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　東京都
三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際会議等参加旅客不定期航路事業、外国企業進出促進支援事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百八十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第六十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　神奈川県、横浜市及び川崎市
二　国際戦略総合特別区域の名称　京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区
三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百八十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百九十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　岐阜県、大垣市、関市、美濃市、瑞浪市、各務原市及び可児市並びに岐阜県羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡神戸町及び安八町、加茂郡坂祝町及び川辺町並びに可児郡御嵩町並びに愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市及びあま市並びに愛知県西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町及び海部郡飛島村並びに三重県、伊勢市、桑名市、鈴鹿市及びいなべ市並びに三重県桑名郡木曽岬町並びに名古屋港管理組合並びに三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、富士重工業株式会社、東レ株式会社、中部国際空港株式会社、中部航空宇宙部品生産協同組合、川崎岐阜協同組合、天龍エアロコンポーネント株式会社、アイコクアルファ株式会社、株式会社青山製作所、曙工業株式会社、旭精機工業株式会社、伊藤鉄工株式会社、株式会社エアリス・エンタープライズ、株式会社エアロ、株式会社銀星、株式会社グローバル・アシスト、株式会社小池製